

## 1. 地震保険とは

- (1) 地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償
- (2) 法律（「地震保険に関する法律」）に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営
- (3) 一定規模以上の支払保険金が生じた場合、保険金の一部を政府が負担（政府再保険）
- (4) 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することが目的

## 2. 地震保険の必要性

- 火災保険では、地震による火災（延焼・拡大を含む）は補償されない。  
【理由】地震リスクは、次の3点から通常の損害保険になじまない性質を有する。
  - ①巨大損害の可能性、②発生時期・頻度の予測の困難性、③広域災害の可能性
- ⇒ 政府と民間の共同運営による「地震保険」が必要

## 3. 地震保険の誕生と改善

- 昭和39年 新潟地震発生（これを契機に地震保険創設への要望が高まる）
- 昭和41年 「地震保険に関する法律」制定、地震保険制度発足（全損のみ補償）
- 昭和55年 補償範囲の拡大（全損に加え、半損も補償）
- 平成 3年 補償範囲の拡大（全損・半損に加え、一部損も補償）
- 平成 8年 家財の補償内容の改善、契約金額の限度額引上げ
- 平成13年 保険料一部引下げ、建物の耐震性能に応じた割引制度導入（耐震等級割引、建築年割引）
- 平成19年 地震保険料控除創設（保険料の一定額が所得から控除され、税制上のメリットを受けられる）
- 平成19年 保険料改定（算出手法の全面的な見直し）、割引制度拡充（免震建築物割引、耐震診断割引）

# 地震保険の内容

## 4. 地震保険の内容

### (1) 補償対象

居住用建物と生活用動産（家財）が対象

※ 工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物には、地震保険は契約できない。

### (2) 支払対象の損害

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償

### (3) 契約方法、契約金額

① 火災保険とセットで契約

② 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で決める。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となる。

### (4) 保険料と割引制度

保険料は、建物の構造および所在地（都道府県）により異なる。また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度がある（割引の重複適用はできない）。（平成25年9月現在）

○免震建築物割引：割引率30%

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合

○耐震等級割引：割引率（耐震等級3：30% 耐震等級2：20% 耐震等級1：10%）

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合

○耐震診断割引：割引率10%

・地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合

○建築年割引：割引率10%

・昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

年間保険料例（東京都：木造建物）

	契約金額	保険料
建物	1,000万円	31,300円
家財	500万円	15,650円
合計	1,500万円	46,950円

### (5) 保険金の支払

居住用建物、家財について生じた損害の程度によって「全損」、「半損」、「一部損」に区別される。「全損」の場合は契約金額の全額、半損の場合は契約金額の50%、一部損の場合は契約金額の5%が支払われる。

### (6) 1回の地震等による総支払限度額

6兆2,000億円（平成25年9月現在）

※ 関東大震災クラスの大地震が発生しても保険金の支払に支障がないよう設定されている。